感染対策向上加算・発熱患者対応加算

当院は下記の感染対策を徹底して、大阪府から感染症診療にかかる第二種協定指定医療機関の指定を受けて、受診歴を問わず発熱患者さんや感染症にかかられた方（疑いを含む）の診療を行っています。

診察をご希望の方は通常診療の方と場所や時間帯を分けて診察をさせていただきますので、必ずご来院いただく前にお電話ください。

1. 院内感染対策の体制づくり
   当院では、「院内感染対策委員会」、「院内感染管理者」を設置し診療所全体で感染対策に取り組んでいます。また、耳原総合病院と感染対策連携を行っています。
2. 院内感染防止対策活動
   医療関連感染対策指針および感染対策マニュアルに基づき職員の手指消毒や場面に応じた個人防護服（手袋・マスク）の使用等を実践し、感染防止に努めています。また、適切な治療や感染対策が行われるよう、「抗微生物薬適正使用の手引き」を参照に、抗菌薬の適正使用の推進に資する取り組みを進めています。
3. 職員教育
   全ての職員に対し、少なくとも年２回以上の感染防止対策に関する教育と研修を行い知識の向上を図っています。
4. 情報開示
   患者様、家族の皆様に対して、院内感染対策の閲覧の求めがあった場合は情報を開示しております。ご希望される方は職員にお申し付けください。
5. 患者様や家族の皆様へのお願い
   感染防止の点から待合室や診察室、診療時間の変更をお願いしたり、手指消毒やマスクの着用をお願いする場合がございますのでご協力の程よろしくお願いいたします。
6. 当院では対応が困難な病状の方は必要に応じて精密検査や専門治療が必要な医療機関へ紹介させていただきます。

一般名処方加算・長期収載医薬品の選定療養費徴収について

当院は一般名での処方箋発行を推進しています

当院ではお薬の名前を「商品名」でなく「一般名」で処方箋に記載することを進めています。

これを「一般名処方」といい、後発医薬品がある医薬品を商品名に代えて「有効成分の名前＝一般名」で処方することです。保険調剤薬局で在庫がないお薬でも違うメーカーで製造されている同一成分のお薬をお手元に届けることが可能になります。

災害時などで一部の製薬メーカーで製造が止まっても他メーカーのお薬で受け取ることができ、お薬によっては後発医薬品として受け取っていただくことでお支払いを安く抑えることができます。 また、2024 年 10 月 1 日からは患者さんが先発品（長期収載品）薬剤を希望された場合には、「医療上の必要性がある場合」「後発品が入手困難な場合」を除いて選定療養費（保険適用外の費用）として両者の差額の 4 分の 1 を患者さんご自身に負担いただくこととなります。

詳しくは職員までお問い合わせください。

明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には使用したお薬の名前や検査の項目が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、職員にお申し出下さい。

生活習慣病管理料Ⅱ

高血圧症、脂質異常症および糖尿病を主病として通院されていた患者さんには、生活習慣病管理料を算定しています。

血圧や体重など個々に決めた目標設定、食事、運動に関する情報提供・検査結果等を記載した『療養計画書』を患者さんのご同意をいただいたうえで作成、より効果的な疾患管理を行ってまいります。

また、状態に応じて医師の判断においてリフィル処方や２８日以上の長期投薬を行う場合があります。

みなさまの一部負担金が一部変わる場合がありますのでご理解ください。

時間外対応加算１

当院を継続的に受診している患者様からの電話等による問い合わせに対し、原則として当該診療所において、常時対応できる体制をとっております。

急病の際には診療所までお電話ください。

電子的診療情報連携体制整備加算 3

当院では、オンライン資格確認を行う体制を整えており、受診する患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することで質の高い医療提供に努めております。

◆オンライン資格確認を行う体制を有しています。

◆診療の明細書を無償で発行しています

◆電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を伴う診療室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。

◆電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については実施しております。

◆マイナンバーカードの健康保険証利用について利用体制を整えており院内掲示・推進をしております

◆医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、および活用して診療を行うことについて当医療機関への掲示及びホームページに掲載しています。

機能強化加算

当院は「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っています。

・訪問診療や往診に関するご相談に応じています。

・健康診断の結果に関する相談など、健康管理に関するご相談に応じています。

・介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じています。

・休日・夜間のお問い合わせも対応しています。

・必要に応じて、専門医や専門医療機関への紹介を行っています。

・受診されている他の医療機関や処方されているお薬を確認し、必要なお薬の管理 を行い

ます。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
外来及び在宅医療を実施している医療機関において勤務する医療関係職種の賃金の改善を実施している場合に算定されます。

在宅時医学総合管理料
在宅療養中の患者さんの全身状態を総合的に管理することを評価する診療報酬です。患者さんの同意を得
て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合に算定されます

2026 年６月１日
コープ診療所